

東郷町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会が円滑に意志疎通を図り、本町教育の課題、あるべき姿等を共有しながら連携して効果的に教育行政を推進していくため、東郷町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条の構成員の事務の調整を行う。

- (1) 本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 本町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学術経験を有する者から当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必

要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録の作成及び公表）

第7条 総合教育会議は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。

2 議事録の公表は、前条ただし書の規定により非公開とした部分を除き、本町ホームページに掲載することにより行う。

（調整結果の尊重）

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（庶務）

第9条 総合教育会議の庶務は、企画政策部企画情報課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則（平成27年4月24日要綱第31号）

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則（令和6年3月22日要綱第11号）

この要綱は、告示の日から施行する。